



2022年11月17日

各 位

会社名 メドピア株式会社
代表者名 代表取締役社長 石見 陽
(コード：6095、東証プライム市場)
問合せ先 取締役 コーポレート本部長 平林 利夫
(TEL. 03-4405-4905)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月17日開催の取締役会において、2022年12月15日開催予定の第18回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 場所の定めのない株主総会の導入

2021年6月16日施行の「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)により、新たに上場会社に「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、今後の開催方式の選択肢を拡充するため定款第13条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、多くの株主の皆様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながると考えております。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供措置の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ① 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- ② 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 (新設)	(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 ② 当会社は、 <u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

現行定款	変更案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(削 除)</u></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>① 2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p><u>② 本附則は、前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

2022 年 12 月 15 日
2022 年 12 月 15 日

以上